

保育教材 制度がスタート

申請は早めに

この新しく保育教材補助金制度を実施します。

この制度は、幼稚園および無認可保育所などに在園する児童の保護者に対して、保育教材補助金を支給することにより、経済的負担の一部を軽減することを目的としたものです。ここで無認可保育所とは、日中、児童を三人以上保育していることを業として行っているをいいます。

この補助金は、有資格者の申請にもとづき町が審査し、支給するものです。補助金を受ける要件を備えている人でも申請しなかったら、支給されませんので、必ず申請していただきたい。申請用紙は、役場民生課にあります。

十二月のメモ

師走に入り朝晩の冷え込みが厳しくなりました。なにか、あつという間に、年の暮れがやってきてしまったという感じがします。

▽家事は計画的に……十二月は主婦にとって一年中で、やはりいちばん忙しい月。その上、日あしが短く、まごまごしていると、すぐ一日が終わってしまします。そこで、家事の手順をきめて、押しつまつてから、まごまごしないようにしたいでしょう。

▽冬の食事……寒い戸外の仕事やおつとめから帰ってくる家族のために、あたたかい夕食を準備

申請は早めに
くわしくは、つぎのとおりです
〔受けられる人〕
① 向日町に生年を登録して(住民基本台帳登録者)、日本国籍のある人
② 前年度所得に対する市町村民税の所得割額が、年額一百万円以内である人
〔補助金の額〕
児童一人当り月額二百円
〔申請書受付期間〕
昭和四十五年十二月十日から昭和四十六年一月九日まで、ただし、この期間以後に新しく補助金を受ける資格でできた人はそのついで申請していただきたい。
なお、この期間中に申請書を出しなかつたときは、たとえしつあびましよう、たいへんなのは、お正月の準備、暮れ暮くなるお正月の食品のねんがんとあがります。といつて、あまり早く買いこんでおくわけにもいきません。よく計画を立てて、あまり買い過ぎないように注意しましょう。

▽年末の防火……寒く寒いにつれて、火災がふんとおそえます。火災の原因になる火が家中いたるところにあるとある、ストーブ、アンソ、電気毛布、こたつなど、その取扱いは細心の注意が必要ですよ。
火の元は、いんげんをつか

以前から資格があった人でも申請書を受け取った月からの支給計算となります。また、ことし一月一日以後に入居された人は、前住地で市町村民税課の申請書とついで添付してください。
〔申請書提出窓口〕
役場民生課(二階)
〔支給方法〕

簡易保険の

新規加入を

郵便局から
十二月に入ると、お金がいちど入ってきますが、ぜひ郵便局の簡易保険の新規加入をおすすめします。
一年の家計経済をしめくるとき、いままその生活設計で十分かどうかもう一度よく検討していただくことも必要です。
最近のように、交通事故や、各種の公害を、危険がいっぱいのつらもちの休みが始まります。遊ばしに夢中になっていて、交通事故をおかす例が多いそうです。とくに中学生の児童、多くみられます。

▽年末年始の役場の執務……役場は十二月二十九日から一月三日まで休まず。ご用のある方は、早めにすませてください。休みの間は日直職員がおりますから、死に届などは受け付けます。

つらもち、つかいすぎることはあります。家族の皆さんが、一致して、自分のところからは絶対に欠け出さないといひ合ひましょう。
▽子どもの交通事故防止……ミソものを休みが始まります。遊ばしに夢中になっていて、交通事故をおかす例が多いそうです。とくに中学生の児童、多くみられます。

支給の時期は毎年十月と四月の二回にわけて支給します。ただし、本年に限り四月分から九月分まで昭和四十六年二月二十八日までに支給します。
なお、お問い合わせは役場民生課(九三二—二二二番)までどうぞ。

生活環境を文まずと、万一の場合にそなえ、いっそう生活保障の必要性が痛感されます。
簡易保険には、火災保険、養老保険、家族保険および特別養老保険の四つの種類の「基本契約」とこれに特約として付加することができ、傷害保険、すなわち「傷害特約」があります。
簡易保険は、国が営利を目的としないで経営する保険であり、またその名の示すとおりの契約の申込み、保険料の払込み、保険金の支払いが、いたつて簡便な保険です。
お宅もぜひ簡易保険に新しく加入していただきたい。

お知らせ

引揚者特別交付金

請求期限をせまる
外旭よりの引揚者とその遺族に対する「引揚者特別交付金」の請求受付けは、いよいよ来年三月末日をもって閉切ります。請求できる人は、まず手続をさされていな人は、早くおすませください。引揚者特別交付金を請求できる人は、外旭区戦災引揚者一年



消防車を購入

向日町消防本部にご分新しく消防車が配備されました。
これは、水筒付消防ポンプ自動車(定員六名)で、火事現場に到着しだい、すぐ放水をき、また中層建・物(三階まで)までの人命救助もできます。
また、自動巻揚機、加圧式ホースカーを各が整備されているのが特徴です。
これから、町に火災が起れば、活躍することでしょう。

◎有利な保険料の前納制度を
保険料の前納払込制度を利用しますと非常に有利になります。たとえば、保険料を三か月分前納の場合は、保険料一か月分の十分の一の割引、保険料を半年分(六か月)前納の場合は、保険料半か月分の割引、保険料を一年分前納の場合は、保険料一か月分の割引に、それぞれ有利になります。また、この制度を計画的に利用されることもおすすめです。たとえば、農家の場合は、供米代金がいちどに入ったときに二年分の前納を、会社員の場合は、夏と暮のボーナスで半年分ずつ前納すると、非常にじょうずなやりかたです。

特別再婚費を受けられる遺族は昭和四十年四月一日現在、父母、妻または死にたり、公務扶助料遺族年金を受け付けていない兄弟に対して支給されます。まづ請求をされていない人は、いち役場民生課まで、ご相談に相談してください。

戦没者遺族に
特別弔慰金
戦没者遺族に特別弔慰金を支給されていますが、まづ請求手続をされていない人は、手続をしてください。

戦没者の人へ、昭和三十九年度から叙位・叙勲の授与が位置づけられています。叙勲の授与を受けたい人があり、叙勲を受けたい遺族の人がありましたら、役場民生課までご連絡ください。